

学校給食費の改定について

1 給食費の状況について

(1) 給食費とは

学校給食法第 11 条により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は義務教育諸学校の設置者である市が負担し、それ以外に要する経費（＝食材料購入費）は「学校給食費（以下「給食費」という。）」として「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」こととなっています。

なお、本市においては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、児童・生徒分の給食費について、市長公約に基づき小学校分を無償化するとともに、都の補助事業を活用することで中学校分も無償化しています。

(2) 本市の給食費の金額【別紙 1】

本市の給食費は、令和 6 年 2 月に本審議会から答申を受け、令和 6 年 4 月から現行の金額（下表参照）に改定しています。この給食費に基づき食材料を購入するための歳出予算（賄材料費）を当初予算に計上しています。

○現行の給食費（令和 7 年度 4 月時点）

学 年	小学校低学年 (1・2 年)	小学校中学年 (3・4 年)	小学校高学年 (5・6 年)	中学校 (1～3 年)
1 食単価	271 円	288 円	306 円	354 円

2 食材料の調達環境について

(1) 消費者物価指数の状況

前回の給食費改定に向けた協議で参照した令和 5 年度以降の消費者物価指数を見ると、幅広い項目で物価が上昇していることが確認できますが、「総合」と比べ「食料」・「生鮮食品」の上昇率が高く、特に「米類」の上昇率は顕著に高くなっています。

○消費者物価指数（令和 2 年度～令和 6 年度平均値）

分 類	令和 2 年度(基準)	令和 5 年度	令和 6 年度	対前年度比
総 合	99.9	106.3	109.5	3.0% 増
食 料	100	114.3	126.1	14.1% 増
生鮮食品	100.1	115.9	124.5	7.4% 増
米 類	99.4	97.7	143.3	46.7% 増

(2) 令和 6 年度の状況

令和 6 年度は、食材料全般で想定を上回る物価高騰がありましたが、年間を通じて価格を抑えるための最大限の献立の工夫をすることで、国の学校給食実施基準を満たす献立での給食提供を維持しつつ、規則で定める給食費の範囲内で給食が提供できました。

(3) 令和7年度の状況

令和7年度は、食材料全般の物価上昇が継続するなかで、予算編成過程から現行の給食費の範囲内での給食提供は非常に厳しい状況になるとの認識をもっており、年度当初より価格を抑えるための最大限の献立の工夫を継続しています。

そのような状況において、昨今の精白米の供給不安及び価格高騰の影響により、令和7年7月より本市が学期ごとに一括契約していた姉妹都市である長野県大町市産の精白米の在庫が切れ、毎月市場から一般流通価格で精白米を購入しなくてはならない状況となりました。現状、週に3.5日程度は精白米を使用するため、献立の工夫による対応にも限界があり、現行の給食費の範囲内での給食提供が極めて困難な状況となっています。

○精白米の調達価格の推移

Kg 単価	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精白米	327 円	325.5 円	426.8 円	740.7 円

※年度途中で調達価格に変動があった場合は単価の平均

3 給食費の改定に向けた基本的な考え方について

- ・文部科学省「学校給食実施基準」に定める「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる給食費（＝食材料費）であること
- ・近隣自治体（多摩26市）の給食費と比較し、著しい乖離がないこと
- ・価格を抑えるための献立の工夫が、過度な献立の制約にならないように配慮すること

4 給食費の改定額の検討について

(1) 給食費の計算方法の確認

過去2回の給食費改定の協議では、本審議会からの意見等も踏まえ、小・中学校それぞれの給食費について、給食として提供すべき「食品構成（実績）」に、食品構成ごとに振り分けた「食品単価（中央値）」を乗じる方法で概算の給食費の試算した後、市栄養士の献立の工夫等による減額割合を加味し、必要な給食費を積算することとしています。

この計算式にて、近隣自治体の給食費と比較しても、適正と考えられる水準の金額が算出された実績を踏まえ、今回の給食費改定においても同様の計算方法を採用します。

(2) 食品構成（実績）×食品単価（中央値）による検討（小・中学校）【別紙2・3】

今回、令和7年度途中での給食費改定ということで、令和7年度の「食品構成（実績）」を算出することができないため、単純に食材料の物価上昇分の比較により改定幅を検討するという考え方に基づき、令和5年度の「食品構成（実績）」に、令和5年度及び令和7年度「食品単価（中央値）」を乗じる方法で必要な給食費の試算を行いました。

その結果、小学校（中学年）においては 27 円、中学校においては 33 円の給食費が不足しているという試算となりました。

5 給食費の改定額と改定時期について

(1) 改定額（事務局案）【別紙4】

これまでの検討を踏まえ、改定後の給食費の事務局案を以下のとおり提案します。
なお、小学校の低学年及び高学年の改定額は、小学校（中学年）の試算額をベースとして多摩26市の低学年・中学年・高学年の給食費の割合の平均値から積算しています。

○改定後の給食費（事務局案）

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1食単価	296円	315円	334円	387円
増 額	25円	27円	28円	33円

(2) 改定時期

今回、改定する給食費については、「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金」を最大限に活用し、可能な限り市の財政負担を軽減するため、実務的に最短で改定が可能な日程である令和7年度10月分の給食提供から適用することとし、教育委員会への答申に盛り込むこととしたい。

○給食費改定に向けた今後のスケジュール（案）

日 程	会議等	内容
7月22日	学校給食運営審議会（第2回）	改定額の検討、答申案の検討
7月下旬	「学校給食費の改定について（答申）」の提出	
8月8日	令和7年第15回教育委員会定例会	答申の報告 規則改正の審議
9月13日	市議会文教委員会	給食費改定の報告
9月下旬	市議会定例会	補正予算案の審議
10月1日	改定後の給食費での給食提供開始	

<資料>

別紙1 これまでの学校給食費の改定状況

別紙2 食品構成（実績） × 食材単価（中央値）による 給食費の試算結果
【小学校（中学年）】

別紙3 食品構成（実績） × 食材単価（中央値）による 給食費の試算結果【中学校】

別紙4 多摩26市の給食費の状況（令和7年度）【小学校／中学校】

＜参考資料＞

- 参考資料 1 立川市学校給食用材料調達事務要綱
- 参考資料 2 立川市学校給食用材料調達事務要綱第 2 条に基づく食材料規格表
- 参考資料 3 多摩 26 市における共同調理場の食数規模等（令和 6 年度）
- 参考資料 4 多摩 26 市 一人 1 回当たり食品分類別供給量【5 月平均】
（小学校中学年・中学校）
- 参考資料 5 多摩 26 市 一人 1 回当たりの栄養素等の平均供給量【5 月平均】
（小学校中学年・中学校）
- 参考資料 6 多摩 26 市の児童・生徒の栄養状態（小学校 3 年生・中学校 2 年生）
（令和 6 年度）
- 参考資料 7 公会計化後の学校給食費の調定額及び収納額等【令和 5 年度・令和 6 年度】
- 参考資料 8 地元農産物の学校給食の活用の推移【令和元年度～令和 6 年度】
- 参考資料 9 小学校給食 献立表及び給食だより（東調理場）
- 参考資料 10 小学校給食 献立表及び給食だより（西調理場）
- 参考資料 11 中学校給食 献立表及び給食だより（東調理場）